

面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての意見書

2011年（平成23年）1月20日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

弁護士が弁護人，弁護人となろうとする者もしくは付添人として，被疑者，被告人もしくは観護措置を受けた少年と接見もしくは面会を行う際に，面会室内において写真撮影（録画を含む）及び録音を行うことは憲法・刑事訴訟法上保障された弁護活動の一環であって，接見・秘密交通権で保障されており，制限なく認められるものであり，刑事施設，留置施設もしくは鑑別所が，制限することや検査することは認められない。

よって，刑事施設，留置施設もしくは鑑別所における，上記行為の制限及び検査を撤廃し，また上記行為を禁止する旨の掲示物を直ちに撤去することを求める。

意見の理由

- 1 弁護士が弁護人，弁護人となろうとする者もしくは付添人（以下「弁護人等」という。）として被疑者，被告人もしくは観護措置を受けた少年と，刑事施設，留置施設もしくは鑑別所（以下「収容施設」という。）において，接見もしくは面会を行っている際に，特に被疑者段階においては，被疑者等の言動や所作等を正確に記録しておいたり，被疑者等が捜査官から有形力を行使されたと訴えてきた場合に，この痕跡を正確に保存しておくため，弁護人等が録音を行ったり，写真撮影する等により証拠保全を行い，これを証拠請求することは，従前から弁護活動として広く行われてきたものであり，裁判所においても何ら問題なく証拠として取り調べられてきたところである。

また，近時，裁判員裁判等において拘束直後の初回接見ないしこれに準じる接見時における被疑者の言動等から，これを保全して責任能力について争うための証拠とする必要性も高くなってきており，現にビデオ録画されたものが公判において証拠調べがなされたケースも現われてきている。

- 2 いうまでもなく，弁護人等は接見を通じて諸々の弁護活動を行うことが要請される（弁護権の保障・憲法34条）。この内容の一つとして秘密交通権が保障されている（刑事訴訟法39条1項）。

この弁護活動の一環として被疑者等の言い分等をメモ化したり，被疑者等の身体に残された痕跡等をデッサン化することが認められる以上，より正確で将来に

おける争いの少なくなるように被疑者等との会話を録音したり，痕跡等を写真撮影したり，将来の鑑定のために被疑者等の言動等を録画することは，科学的，客観的に記録化する極めて有効な方法である。取調べの可視化（取調べの全過程の録画）が未だ実現していない現状では，電磁的媒体に記録することは，将来の公判において供述の任意性，信用性や責任能力等についての弁護活動に備えることができ，弁護活動に必要不可欠なものと位置付けられる。

- 3 近時，面会室内におけるこれらの写真撮影（録画を含む）及び録音について，収容施設より録音されたものを再生しての検査が求められたり，写真撮影を禁止する旨の掲示をする等の対応がなされている例がある。しかし，これらは被疑者等の言い分の確保等，確実な証拠保持のための弁護人等作成のメモ等に準じるものであって，まさに接見交通権の目的そのものに他ならず，秘密交通権の保障が当然に及ぶものである。捜査機関等が弁護人等による接見メモの作成を許可制としたり，これを事後的に閲覧等することが許されないのと同様に，捜査機関等が接見の際の写真撮影（録画を含む）及び録音を許可制としたり，これを事後的に再生等することもまた許されるものではない。

また，写真撮影（録画を含む）及び録音にて接見状況を記録化する行為は，物品の授受等とは異なり何ら物の占有の移転も伴わないから宅下げの対象となるようなものではなく，刑事訴訟法39条2項の問題も生じず，刑事訴訟法や刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律その他何らの法令上の制限規定も存在しない。

したがって，収容施設の前記対応は明らかに弁護権の侵害に該当する違法なものと言わざるを得ない。

当連合会は，このような違法な対応により，多くの弁護人等が困惑したり弁護活動を自制していくことを強く危惧する。

- 4 よって，面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音は，接見・秘密交通権で保障されるべきものであり，収容施設が制限したり，事後に収容施設が検査することは許されず，収容施設における写真撮影（録画を含む）及び録音を制限することや検査することを撤廃し，また，その記録媒体を検査する旨の掲示物を直ちに撤去することを求める。